

# 令和8年度監査実施計画

太田市監査基準第7条の規定に基づく令和8年度監査の実施計画を次のとおり定める。

## 1 監査事項

太田市監査基準に基づき監査等を実施する。

## 2 監査等の種類

(1) 財務監査（定期監査・随時監査）

(2) 行政監査

(3) 財政援助団体等監査

(4) 決算審査

(5) 例月出納検査

(6) 基金運用審査

(7) 健全化判断比率等審査

(8) その他法令の規定による監査

（議会の請求監査、長の要求監査、直接請求監査、住民監査請求、職員の賠償責任に関する監査）

## 3 監査等の時期及び対象部署

監査等の時期・対象部署については、別表のとおりとする。行政監査、財政援助団体等監査については、監査委員が必要があると認める時に実施する。また、その他法令の規定による監査については、要求・請求があったときに実施する。

## 4 監査等の実施体制

監査等の実施にあたっては、事前に資料及び関係書類・帳簿の提出を求め予備監査を行う。本監査当日は関係職員の出席を求め監査する。

## 5 監査等の結果報告

監査等の実施後は、監査結果報告書等を作成し、速やかに市長及び市議会並びに関係機関に報告する。

## 別表

## 令和8年度 監査等の時期・対象部署

時期	対象年度	区分	対 象 部 署
4月	令和7年度会計分	定期監査等は5月から実施する。	
5/13		定期監査	消防本部 …… <u>消防本部にて実施</u>
6/10		定期監査	おおた未来戦略部、デジタル戦略部、健康医療部
7/7 8 9 10		決算審査等	一般会計・各特別会計決算審査及び基金運用審査、 下水道事業等会計決算審査、健全化判断比率等審査
10/14		定期監査 (学校監査)	小中学校、義務教育学校 …… <u>現地監査対象校にて実施</u>
11/9		定期監査	総務部、教育部、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局
12/15	令和8年度会計分	定期監査	福祉こども部、産業環境部
1/14		定期監査	秘書室、都市政策部、行政事業部、議会事務局
2/5		定期監査	市民生活部、農政部、会計課、農業委員会事務局
3/16		定期監査	地域振興部、文化スポーツ部
10月	財政援助団体等監査		
11月	定期監査(工事監査)：建築又は土木関係工事監査		
毎月 25日	例月出納検査		

※定期監査・決算審査等は、原則として本庁内11階の監査委員室にて実施する。

※例月出納検査については、やむを得ない事由があるときは期日を変更する。